

【参考】企業会計基準適用指針第2号（平成18年8月改正）からの改正点

平成27年3月26日

企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（最終改正平成18年8月11日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準適用指針第2号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成14年2月21日 改正平成17年12月27日 改正平成18年8月11日 <u>最終改正平成27年3月26日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第2号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成14年2月21日 改正平成17年12月27日 <u>最終改正平成18年8月11日</u> 企業会計基準委員会</p> <p><u>本適用指針は、平成25年9月13日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</u></p> <p><u>(1) 企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（平成20年5月13日公表）</u></p> <p><u>(2) 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（平成20年12月26日改正）</u></p> <p><u>(3) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（平成20年12月26日公表）</u></p> <p><u>(4) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（平成25年9月13日改正）</u></p>

改正後	改正前
<p>目 的</p> <p>1. 企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(以下「自己株式等会計基準」という。)が平成 14 年 2 月 21 日に公表されている。本適用指針は、当該会計基準の実務上の指針を定めるものである。</p>	<p>目 的</p> <p>1. 企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(最終改正平成 18 年 8 月 11 日)(以下「自己株式等会計基準」という。)が平成 14 年 2 月 21 日に公表されている。本適用指針は、当該会計基準の実務上の指針を定めるものである。</p>
<p>適用指針</p> <p>自己株式の会計処理及び表示</p> <p>自己株式の無償取得の会計処理</p> <p>15. 無償で取得した自己株式の数に重要性があり、かつ、<u>連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項を記載する場合(企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 9 項(1)②及び(2))</u>には、その旨及び株式数を<u>当該事項に併せて</u>注記する。</p>	<p>適用指針</p> <p>自己株式の会計処理及び表示</p> <p>自己株式の無償取得の会計処理</p> <p>15. 無償で取得した自己株式の数に重要性がある場合は、その旨及び株式数を<u>連結財務諸表及び個別財務諸表に</u>注記する。</p>
<p>適用時期</p> <p><u>23-2. 平成 27 年改正の本適用指針は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。</u></p>	<p>適用時期</p> <p>(新 設)</p>
<p>議 決</p> <p><u>24-4. 平成 27 年改正の本適用指針は、第 308 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>議 決</p> <p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>検討の経緯</p>	<p>結論の背景</p> <p>検討の経緯</p>

改正後	改正前
<p>28-3. 平成 27 年改正の本適用指針では、平成 26 年 3 月 26 日に単体開示の簡素化を図るため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 26 年内閣府令第 19 号）が施行され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）等が改正されたことに伴い、個別財務諸表における無償で取得した自己株式に関する注記の取扱い（第 15 項参照）を明らかにした。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>自己株式の会計処理及び表示 自己株式の無償取得の会計処理</p> <p>44-2. 前項に関連し、平成 26 年 3 月に改正された財務諸表等規則において、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、自己株式に関する注記を記載することを要しない（財務諸表等規則第 107 条第 2 項）とされたことから、個別財務諸表における無償で取得した自己株式に関する注記の取扱いについて開示の要否が明確でないという意見が聞かれた。</p> <p>この財務諸表等規則の改正を踏まえ、自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されない中で、無償で取得した自己株式に関する注記のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするため、平成 27 年改正の本適用指針では、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項を記載する場合には、その旨及び株式数を当該事項に併せて注記することとした（第 15 項参照）。</p>	<p>自己株式の会計処理及び表示 自己株式の無償取得の会計処理</p> <p>（新 設）</p>
<p>設 例</p> <p>〔設例 1〕 自己株式の処分と新株の発行を同時に行った場合の取扱い</p>	<p>設 例</p> <p>〔設例 1〕 自己株式の処分と新株の発行を同時に行った場合の取扱い</p>

改正後	改正前																																								
<p><前提> (省略) <自己株式の処分と新株の発行></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(借) 現金預金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">100</td> <td style="width: 30%;">(貸) 資本金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(*1) 80</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">自己株式</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </table> <p>(*1) 資本金 80 = (募集株式に関わる払込金額 100 × 新株発行数 90 株 / 募集株式発行数 100 株) - 会社計算規則第 14 条第 1 項第 4 号により算出される額 10 (*2) (*2) 会社計算規則第 14 条第 1 項第 4 号により算出される額 10 = 処分する自己株式の帳簿価額 20 - (募集株式に関わる払込金額 100 × 自己株式処分数 10 株 / 募集株式発行数 100 株)。 なお、当該額が負の値となる場合、当該差額はその他資本剰余金の額の増加として処理することとなる (会社計算規則第 14 条第 2 項第 1 号)。</p> <p>なお、本設例における<前提>1 が以下の場合、会計処理は次のようになる。</p> <p>1. 株主総会で以下の事項が決議され、実行された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 募集株式の数 100 株 (うち新株の発行は 10 株、自己株式の処分は 90 株) ② 募集株式に関わる払込金額 100 ③ 処分する自己株式の帳簿価額 120 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(借) 現金預金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">100</td> <td style="width: 30%;">(貸) 自己株式</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>その他資</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>会社計算規則第 14 条第 1 項第 4 号により算出される額 30 (=処分する自己株式の帳簿価額 120 - (募集株式に関わる払込金額 100 × 自</p>	(借) 現金預金	100	(貸) 資本金	(*1) 80			自己株式	20	(借) 現金預金	100	(貸) 自己株式	120	その他資	20			本剰余金				<p><前提> (省略) <自己株式の処分と新株の発行></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(借) 現金預金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">100</td> <td style="width: 30%;">(貸) 資本金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(*1) 80</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">自己株式</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </table> <p>(*1) 資本金 80 = (募集株式に関わる払込金額 100 × 新株発行数 90 株 / 募集株式発行数 100 株) - 会社計算規則第 37 条第 1 項第 3 号により算出される額 10 (*2) (*2) 会社計算規則第 37 条第 1 項第 3 号により算出される額 10 = 処分する自己株式の帳簿価額 20 - (募集株式に関わる払込金額 100 × 自己株式処分数 10 株 / 募集株式発行数 100 株)。 なお、当該額が負の値となる場合、当該差額はその他資本剰余金の額の増加として処理することとなる (会社計算規則第 37 条第 2 項第 1 号)。</p> <p>なお、本設例における<前提>1 が以下の場合、会計処理は次のようになる。</p> <p>1. 株主総会で以下の事項が決議され、実行された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 募集株式の数 100 株 (うち新株の発行は 10 株、自己株式の処分は 90 株) ② 募集株式に関わる払込金額 100 ③ 処分する自己株式の帳簿価額 120 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(借) 現金預金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">100</td> <td style="width: 30%;">(貸) 自己株式</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>その他資</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>会社計算規則第 37 条第 1 項第 3 号により算出される額 30 (=処分する自己株式の帳簿価額 120 - (募集株式に関わる払込金額 100 × 自</p>	(借) 現金預金	100	(貸) 資本金	(*1) 80			自己株式	20	(借) 現金預金	100	(貸) 自己株式	120	その他資	20			本剰余金			
(借) 現金預金	100	(貸) 資本金	(*1) 80																																						
		自己株式	20																																						
(借) 現金預金	100	(貸) 自己株式	120																																						
その他資	20																																								
本剰余金																																									
(借) 現金預金	100	(貸) 資本金	(*1) 80																																						
		自己株式	20																																						
(借) 現金預金	100	(貸) 自己株式	120																																						
その他資	20																																								
本剰余金																																									

改正後	改正前
<p>己株式処分数 90 株／募集株式発行数 100 株) が零以上であり、当該額が、払込金額に新株発行の割合を乗じて得た額 10 (=100×10／100) を超えるため、資本金の額は増加しない(会社計算規則第 14 条第 1 項)。</p> <p>このとき減少するその他資本剰余金の額は、会社計算規則第 14 条第 2 項第 1 号により算出される額となる。</p>	<p>己株式処分数 90 株／募集株式発行数 100 株) が零以上であり、当該額が、払込金額に新株発行の割合を乗じて得た額 10 (=100×10／100) を超えるため、資本金の額は増加しない(会社計算規則第 37 条第 1 項)。</p> <p>このとき減少するその他資本剰余金の額は、会社計算規則第 37 条第 2 項第 1 号により算出される額となる。</p>

以上